

# 宮古島市農業委員会の農業委員候補者募集要項

## 第1 目的

「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」が平成27年に一部改正され平成28年より改正法として施行されたことに伴い、農業委員の選出方法がこれまで運用してきた「選挙・団体からの推薦」制が廃止され、今後は新たに「推薦（個人及び団体）・自己応募」により候補者の募集を行い、市長が「市議会の同意」を得て「市長の任命」により選出される過程を経ることになりました。

宮古島市では令和5年10月16日より3年間、新たな農業委員会体制に移行することを目的として、「農業委員候補者の推薦・自己応募を求めるための募集」を行います。

## 第2 農業委員の募集定数・概要

- (1) 農業委員の募集定数は17人。そのうち過半数を認定農業者等とし、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）も含み、農業委員全員が活動業務内容を同じくするものとする。
- (2) 農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する。
- (3) 農業委員の身分は、特別職の職員で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、令和5年10月16日から令和8年10月15日までの3年間。
- (5) 農業委員としての職務を優先して活動ができる者。

## 第3 主な業務内容

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づき農地の権利に係る許可等に関した審議を行うことが業務の主体。農業委員は担当する区域を持たず、宮古島市全域を活動区域とし、農業委員会事務局や農地利用最適化推進委員と連携を図り状況に応じて現場活動も行う。

農業委員の業務については、主にタブレットPCを用いての活動となります。また、業務の性質上から業務を円滑に図る目的で農業委員の個人情報について氏名・住所・電話番号等の一部について公表する。

- (1) 主な業務内容は次のとおり
  - ア 農業委員会総会への出席（会長が必要と認めるときに招集する。毎月1回程度）
  - イ 「農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の実施（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進等）  
※最適化活動は、月当たり10日活動を目標とする。
  - ウ 農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
  - エ 農地転用の許可にあたって、沖縄県に具申すべき意見の決定
  - オ 農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定等
  - カ 「人・農地プラン」と連携を図る
  - キ 「農地中間管理機構」と連携を図る
  - ク その他、農業委員会が必要とする会議や活動、研修会等への出席

#### 第4 農業委員の身分及び報酬

特別職の職員で非常勤の地方公務員であることから「宮古島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例44号）」の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。

##### (1) 報酬について

- ・会長 …………… 基本給月額 50,000円
- ・会長の職務代理者 …… 基本給月額 45,000円
- ・委員 …………… 基本給月額 41,000円

##### (2) 費用弁償については、「宮古島市職員等の旅費に関する条例（平成17年宮古島市条例第53号）」に定める別表第1の2級の職務にある者の旅費相当額」とする。

#### 第5 農業委員候補者の資格要件

農業委員の候補者として推薦を受けようとする者及び自ら応募しようとする者は、農業に識見を有しその職務を適正に行うことができる者でなければならないが、次の各号のいずれかに該当する者は農業委員の候補者となることができない。

- (1) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に該当する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者。又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 宮古島市が賦課する市税等に関して公的義務の履行を怠っている者
- (5) 宮古島市の一般職の職員（市職員、臨時臨任・嘱託職員）である者
- (6) 農業委員としての職務を優先して活動ができない者
- (7) 農業委員会事務局において「農業従事証明」の発行を受けられない者（宮古島市に耕作農地を有していない者）。ただし中立委員の候補者として推薦を受けようとする者及び自ら応募しようとする者は、本号によらないものとする。

#### 第6 推薦者の要件

農業委員の候補者として推薦をしようとする場合、その被推薦者について推薦を行うことができる者は、農業者又は農業者が組織する団体、その他の関係者であって、次のいずれかに該当する者とし「農業従事証明」の添付は不要とする。

- (1) 宮古島市に住所を有し世帯の異なる農業者3人（個人推薦）
- (2) 農業者が組織する団体（団体推薦）
- (3) その他の関係者（宮古島市内の各自治会など）（団体推薦）
- (4) その他、市長が認める団体

#### 第7 推薦書及び応募書の提出方法

下記に該当する様式に必要事項を記入のうえ、宮古島市長あてに郵送又は直接持参により提出してください。同様式は、宮古島市公式ホームページからもダウンロードできます。なお、提出された書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

##### (1) 提出書類

- ア 世帯の異なる農業者3名が個人で推薦を行う場合（個人推薦）

【様式第1号 宮古島市農業委員会の農業委員候補者推薦書（個人用）】

イ 団体が推薦を行う場合（団体推薦）

【様式第2号 宮古島市農業委員会の農業委員候補者推薦書（団体用）】

ウ 自ら応募する場合（自己応募）

【様式第3号 宮古島市農業委員会の農業委員候補者応募書】

エ 上記の推薦書又は応募書と併せて農業委員会事務局が発行する「農業従事証明」を添付すること。また、認定農業者の場合は認定証の写し、法人認定の場合は認定証の写しと併せて直近3ヶ月以内の法人登記簿謄本を添付すること。

(2) 応募期間：令和5年6月1日（木）～ 令和5年6月30日（金）

(3) 受付時間：土日・祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は応募期間最終日の当日消印までを有効とする。

(4) 注意事項：受付については、必要書類がすべて揃ってからの受付となります。個別提出での応募は受付できませんので、応募期間内に必要書類をすべて揃えてから申請を行うこと。郵送で提出した際に、応募書類に不足があった場合には受付保留となりますので、応募期間内に不足書類を提出すること。

## 第8 農業委員の選出方法

被推薦者及び自己応募者の合計が募集定数を上回った場合、宮古島市農業委員・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された推薦書・応募書を基に被推薦者及び自己応募者の評価を行い（必要に応じて関係者から意見の聴取などを行う）その評価結果を市長へ報告し市長は同委員会による報告に基づき最終的に17人の農業委員候補者を決定し市議会の同意を得て宮古島市農業委員として任命する。なお、任命を受けた後、農業委員は互選により「会長」及び「会長の職務代理者」を決定する。

## 第9 選考結果の通知

選考結果につきましては、市議会の議決後に書面にて通知します。

## 第10 候補者情報の公表

被推薦者及び応募者に関する情報は、これを整理し募集期間中と終了後に宮古島市の公式ホームページにて公表するものとする。

## 第11 その他

宮古島市では「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を同時に同期間中に募集するが、その両方に被推薦者・自己応募者となることができる（どちらにも推薦書又は応募書を提出しなければならない）。ただし、両委員を兼務することはできない。

## 第12 書類の提出先

郵便番号 906-8501  
住 所 宮古島市平良字西里1140番地  
あて先 宮古島市農業委員会事務局（宮古島市役所2F）  
T E L 0980-79-7811